



共同利用契約書

「リールキッズ門真保育園」



株式会社 リールステージ
奈良市芝辻町4丁目8番5号 徳山堂ビル

共同利用契約書

_____(以下「甲」という。)と株式会社 リールステージ(以下「乙」という。)は企業主導型保育事業における共同利用契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

第1条(契約期間)

本契約の有効期間は、西暦 年 月 日から西暦 年 月 日までとする。

第2条(契約内容)

本契約は、乙がリールキッズ門真保育園(所在地：大阪府門真市岸和田3丁目36番10号 サンピカA201C号。以下「丙」という。)において共同利用枠(以下「本共同利用」という。)を提供し、甲の従業員はこれを利用することを目的とする。

第3条(保育日時)

乙による本共同利用の提供日時は、月曜日から土曜日までの午前7時から午後8時まで(延長時間については、午前6時30分から午前7時、午後8時から午後8時30分まで)とする。ただし、年末年始及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

第4条(利用にかかる本契約の優先性)

甲の従業員は、共同利用枠の利用枠に空きがある場合は、丙又は丙を運営する法人(以下「運営法人」という。)との間で優先的に個別利用契約を締結することができる。この場合、次条第1項に掲げる保育料が適用される。

第5条(提携内容)

- 1 丙を利用する甲の従業員の子どもの保育料は、1か月あたり「別紙」のとおりとする。ただし、保育料及び実費負担については変更になる場合がある。
- 2 3歳児の子どもについては無償化対象となるが、副食費としては「別紙」のとおりとする。ただし、副食費については変更になる場合がある。
- 3 保育料等については、甲の従業員が運営法人与締結した個別利用契約に基づき、当該甲の従業員が運営法人に直接支払うものとする。

第6条(費用負担等)

本契約に基づく共同利用枠の利用に関し、甲の費用負担(丙の設置費及び運営費用、保育料を含むがそれに限らない。)は一切ないものとする。

第7条(契約更新)

本契約は甲と乙で協議のうえ更新する。ただし、契約期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、本契約は同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後この例による。

第8条（甲の義務）

甲は、丙において共同利用枠を利用（個別利用契約の締結）するにあたり、下記の記載の事項を履行、または履行する旨の書類を乙に提示しなければならない。

- （１）子ども・子育て拠出金を負担していること（厚生年金の適用事業所等）
- （２）利用する子どもの保護者が、甲に雇用されていること

第9条（解除）

- 1 甲又は乙が故意又は過失により本契約に定める義務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めて履行を催告し当該期間経過後もなお履行しないときは、相手方は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙が以下の各号の一に該当するときは、甲又は乙は何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - （１）事業の遂行が不能となったとき
 - （２）官公署による免許、認可、登録が取り消される等、営業資格に重大な変更があったとき
 - （３）背信行為があったとき
 - （４）支払の停止があったとき、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の各申立てがあったとき
 - （５）手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - （６）公租公課の滞納処分を受けたとき
 - （７）解散、清算又は事業の全部もしくはその重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - （８）相手方の名誉又は信用を著しく毀損する行為があったとき
 - （９）その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
- 3 第1項及び前項に基づく解除は、損害賠償の請求を併せて行うことを妨げるものではない。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、現在、甲、乙、また甲、乙の役員ならびに甲、乙を代理又は媒介をする者その他の関係者が、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - （１）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること
 - （２）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていること
 - （３）反社会的勢力を不当に利用していること
 - （４）反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していること
 - （５）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を将来にわたって行わないことを確約する。
 - （１）暴力的な要求行為
 - （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （３）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （４）風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - （５）その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、自らの提携先との契約締結の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が第1項各号に該当しないことを表明及び保証し、将来も同項各号もしくは第2項各号に該当しないことを確約する。また、甲は、自らの提携先との契約締結の代理もしくは媒介をする者その他

の関係者が前二項の各号に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、または契約解除のための必要な措置をとらなければならない。

- 4 甲及び乙は、前三項のいずれか一にでも違反した場合は、有する期限の利益を喪失させ、また、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙が前項の規定により本契約を解除した場合、損害が生じても、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に際して知り得た相手方の営業上又は技術上の情報、個人情報その他の情報の秘密を遵守するものとし、本契約有効期間中のみならず本契約終了後も相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとする。

第12条（甲の免責）

- 1 丙の利用に関する甲の従業員からの問合せ、苦情、請求、乙又は丙と当該従業員間の紛争等については、乙が乙の責任と負担、または丙が丙の責任と負担において解決するものとし、甲はこれらについて一切の責任を負わず、解決に関する義務も負わないものとする。
- 2 甲は、丙の運営に関して第三者に生じたいかなる損害について責任を負わないものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

西暦 年 月 日

（甲）所在地

名称

代表者氏名

印

（乙）所在地

奈良市芝辻町4丁目8番5号 徳山堂ビル

名称

株式会社 リールステージ
企業主導型保育事業 リールキッズ門真保育園

代表者氏名

代表取締役 中山 久 雄

印

別紙

1. 企業主導型保育事業 リールキッズ門真保育園に係る保育料金

保育時間	共同利用枠・職員親戚枠	地域枠	3歳児	0歳児～3歳児 無償化対象者	運営事業者の 従業員
9:00～17:00	24,000 円	34,000 円	37,000 円	0 円	5,000 円
7:30～19:00	26,000 円	36,000 円	37,000 円	0 円	5,000 円
7:00～20:00	30,000 円	40,000 円	37,000 円	0 円	5,000 円

※3歳児以上で条件を満たしている方、または住民税非課税世帯の方については無償化の対象となります。

※上記料金には給食費が含まれています。ただし3歳児以上の無償化対象の方は副食費として6,000円をご負担いただきます。

※兄弟姉が当園に在園歴のある場合、第2子以降の保育料は無償となります。

2. 保育補助費

保育補助費（毎月）	5,000 円
-----------	---------

3. 実費負担となるものについて

カラー帽子	920 円
スモック	1,580 円
自由画帳	260 円
クレヨン	1,056 円
カラーペン	1,815 円
出席ブック	250 円

※上記は令和8年度の金額です。金額は変更になる場合があります。

4. 延長保育に係る保育料金

延長時間	1回の料金
0分～30分	500 円

5. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金

日本スポーツ振興センター災害共済掛金	300 円
--------------------	-------

※上記掛金については毎年4月に請求させていただきます。

※年度途中入園の場合、初回保育料請求時に合わせて請求させていただきます。